



2023 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 高 知 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 海 治 勝 彦
(コード番号：8416 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営統括部長 寺川 智文
(電話番号 088-822-9311)

自己株式（優先株式）取得枠の設定並びに 資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2023 年 6 月 27 日開催予定の第 143 期定時株主総会に、公的資金に係る第 1 種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を株式会社整理回収機構から取得することを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 156 条第 1 項及び同法第 160 条第 1 項の規定に基づき自己株式（優先株式）の取得枠を設定すること、並びに資本金及び資本準備金の額の減少（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 自己株式（優先株式）取得枠の設定

1. 自己株式（優先株式）取得枠を設定する理由

当行は、2009 年 12 月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成 16 年法律第 128 号）に基づき、株式会社整理回収機構に対して、本優先株式 150 億円を発行しております。本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付されており、2024 年 12 月 29 日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、本優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、本優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指しております。

当行は、本優先株式の発行以降、地域の取引先への円滑な資金供給や地域に密着した金融サービスの提供等、地域経済の活性化のための金融仲介機能の一層の発揮、並びに、そうした取り組みを通じた収益力の強化と財務健全性の向上に努めてまいりました。

この結果、当行単体の利益剰余金は 2023 年 3 月末時点で 270 億円まで積み上がっており、本優先株式の償還に必要な額を確保しております。また、現時点において、公的資金を完済した場合の自己資本比率も 8 % 程度の水準を確保できる見通しであることから、会社法第 156 条第 1 項及び同法第 160 条第 1 項の規定に基づき、自己株式（優先株式）取得枠を設定することを付議するものです。

なお、本優先株式の実際の取得にあたっては、関係当局との協議を行ったうえで、当行の財務状況や株価及び経済動向等を総合的に判断して、適切に対応してまいります。

2. 自己株式（優先株式）取得枠の内容

株式会社整理回収機構が保有する本優先株式について、以下の内容で自己株式（優先株式）取得枠を設定するものです。

なお、本取得枠の設定は、2023 年 6 月 27 日開催予定の第 143 期定時株主総会において可決されることが条件となります。

①取得対象株式の種類	第 1 種優先株式
②取得し得る株式の総数	上限 7,500,000 株 (発行済第 1 種優先株式総数に対する割合 100%)
③株式の取得対価の内容	金銭
④株式の取得価額の総額	上限 19,000,000,000 円
⑤取得期間	2023 年 6 月 27 日開催予定の第 143 期定時株主総会の終結の時から 1 年間
⑥取得先（自己株式の取得を行う特定の株主）	株式会社整理回収機構

3. 取得先の概要

(1) 名称	株式会社整理回収機構
(2) 本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 本田 守弘
(4) 事業内容	貸付債権等の買取り及びその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、信託受益権の買取り等
(5) 資本金	120 億円 (2023 年 3 月 31 日現在)
(6) 設立年月日	1996 年 7 月 26 日
(7) 大株主及び持株比率	(2023 年 3 月 31 日現在) 預金保険機構 100.00%
(8) 当行と取得先の関係	
資本関係	取得先は、本優先株式 7,500,000 株を所有しております。
人的関係	該当事項はございません。
取引関係	該当事項はございません。
関連当事者への該当状況	取得先は、当行の関連当事者には該当しません。

II. 本資本金等の額の減少

1. 本資本金等の額の減少の目的

当行は、本優先株式の償還のために必要となる利益剰余金を確保しておりますが、本優先株式の償還後の純資産の部における構成を適切なものとし、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第 447 条第 1 項及び同法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。なお、資本金の額の減少については、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）に基づく当局の認可、及び 2023 年 6 月 27 日開催予定の第 143 期定時株主総会において可決されることが前提となります。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額 22,944,000,000 円のうち 7,500,000,000 円を減少し、資本金の額を 15,444,000,000 円とします。なお、減少する資本金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 15,151,232,830 円のうち 7,500,000,000 円を減少し、資本準備金の額を 7,651,232,830 円とします。なお、減少する資本準備金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び同法第 448 条第 1 項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、減少するそれぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

取締役会決議日	2023 年 5 月 12 日	(本日)
株主総会決議日	2023 年 6 月 27 日	(予定)
債権者異議申述公告日	2023 年 7 月 10 日	(予定)
債権者異議申述最終期日	2023 年 8 月 17 日	(予定)
効力発生日	2023 年 9 月 29 日	(予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金とする勘定の振替処理であり、当行の純資産額に変動を生じるものではなく、業績に与える影響はありません。

(ご参考) 2023 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	普通株式	10,165,671 株
	第 1 種優先株式	7,500,000 株
	第 2 種優先株式	680,000 株
	普通株式	79,129 株
	第 1 種優先株式	0 株
自己株式数	第 2 種優先株式	0 株

以上